

○府中市建築基準法施行細則

平成7年3月31日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この細則は、市長が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）に基づき規定すべき事項並びに市長及び建築主事が法、令、規則及び東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号。以下「条例」という。）を施行するに必要な事項を定めるものとする。

(申請者が法人の場合)

第2条 法、令、規則、条例及びこの細則の規定により申請又は届出をする者が、法人である場合は、その名称、事務所所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

(平12規則15・全改)

(確認申請等の取下げ)

第3条 法、令、規則、条例及びこの細則の規定に基づき申請書を提出した者は、建築主事又は市長が確認、許可、認定又は承認（以下「確認等」という。）をする前に当該申請を取り下げようとするときは、確認・許可・認定・承認申請取下げ届（第1号様式）により建築主事又は市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第18条の規定による通知をした者について準用する。

(平11規則23・一部改正)

(建築主の変更等)

第4条 確認等を受けた建築物、建築設備及び工作物（以下「建築物等」という。）で、その工事完了前に建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）を変更しようとする者は、建築主等変更届（第2号様式）に確認済証、許可通知書、認定通知書又は仮使用承認通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて、完了検査申請書を提出する前に建築主事又は市長に届け出なければならない。

2 建築主は、建築物の確認申請書を提出する場合において、工事監理者を定めていないときは当該建築物の工事に着手する3日前までに、工事監理者を変更したときは変更した日から3日以内に、工事監理者届（第3号様式）に確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。

3 建築主等は、建築物等の確認申請書を提出する場合において、工事施工者を定めていないときは当該建築物等の工事に着手する3日前までに、工事施工者を変更したときは

変更した日から3日以内に、工事施工者届（第4号様式）に確認済証を添えて、建築主事に届け出なければならない。

4 市長又は建築主事は、前3項の規定により添付した確認済証等を、届出を受理した日から7日以内に建築主等に返還するものとする。

5 前4項の規定は、法第18条の規定による通知をした者について準用する。

（平11規則23・一部改正）

（指定確認検査機関の建築主等の変更等の報告）

第4条の2 法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）は、法第6条の2（法第87条第1項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する確認を受けた建築物等の建築主等、工事監理者又は工事施工者の変更又は選任の届出を受けたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（平11規則23・追加、平12規則15・一部改正）

（工事の取りやめ）

第5条 確認等を受けた建築物等の建築主等は、その工事を取りやめようとするときは、工事取りやめ届（第5号様式）に確認済証等を添えて、市長又は建築主事に届け出なければならない。

2 市長又は建築主事は、前項の規定により添付した確認済証等を、届出を受理した日から7日以内に建築主等に返還するものとする。

3 前2項の規定は、法第18条の規定による通知に係る建築物等の工事を取りやめようとする者について準用する。

（平11規則23・一部改正）

（確認申請書に添付する図書及び調書）

第6条 建築物の確認申請書又は法第18条の規定による通知に係る建築物の計画通知書には、条例の規定に適合するものであることについて確認を受けるために、別表に掲げる図書を添付しなければならない。この場合において建築物が工場である場合は、同表に掲げる図書のほか、工場調書（第6号様式）を添付しなければならない。

2 前項の規定は、建築設備若しくは工作物の確認申請書又は法第18条の規定による通知に係る建築設備若しくは工作物の計画通知書について準用する。

第7条 削除

（平11規則23）

(標識の設置による公示等)

第8条 法第9条第13項の規定に基づく標識は、建築基準法による命令の公示(第7号様式)とする。

2 法第88条第1項から第3項までの規定により準用する法第9条第13項の規定に基づく標識は、建築基準法による命令の公示(第7号様式の2)とする。

3 規則第4条の17の規定により市長が定める公告の方法は、府中市公示式規則(昭和52年12月府中市規則第22号)に規定する方法とする。

(平13規則26・平15規則9・一部改正)

(定期報告を要する建築物の指定)

第9条 法第12条第1項の規定により指定する建築物は、次の表の(ア)欄の各項に掲げる用途に供するもので、その用途に供する部分が、同表(イ)欄の当該各項に掲げる規模又は階のものとし、規則第5条第1項の規定により定める報告の時期は、それぞれ、同表(ウ)欄の各項に掲げるとおりとする。

	(ア)	(イ)	(ウ)
	用途	規模又は階	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又は主階が1階以外の階にあるもので1階以外の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
2	観覧場(屋外観覧席のものを除く。)、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの(平家建てで、かつ、客席又は集会室の床面積の合計が400平方メートル未満の集会場を除く。)又は3階以上の階にあるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
3	旅館又はホテル	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの(平家建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。)又は3階以上	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもので3階以

		の階にあるもの	上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
4	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成8年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで。ただし、床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもので3階以上の階にあるものについては、毎年11月1日から翌年の1月31日まで
5	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は令第19条第1項の児童福祉施設等	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの（平家建てで床面積の合計が500平方メートル未満のものを除く。）又は3階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
6	学校又は体育館	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
8	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理又は飲食店	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階にあるもの	平成8年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
9	下宿、共同住宅又は寄宿舎	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもので5階以上の階にあるもの	平成9年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
10	9に掲げる用途と1から8までに掲げる用途の1以上とを併せるもの(1か	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもので5階以上の階にあるもの	平成7年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで

	ら9までの項(ア)欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ(イ)欄に掲げる規模又は階のものを除く。)		
11	事務所その他これに類するもの	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの(5階以上の建築物で延べ面積が2,000平方メートルを超えるもののうち、3階以上の階にあるものに限る。)	平成8年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
12	1から8までに掲げる用途の二以上を併せるもの(1から8まで及び10の項(ア)欄に掲げる用途に供し、その用途に供する部分が用途に応じ(イ)欄に掲げる規模又は階のものを除く。)	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は3階以上の階にあるもの	平成8年を始期とし、3年ごとの5月1日から10月31日まで
13	1から12までに掲げる用途のいずれかを有する地下街	床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	毎年11月1日から翌年の1月31日まで
備考			
<p>(1) この表の(イ)欄及び(ウ)欄において、3階以上の階にあるもの、地階若しくは3階以上の階にあるもの又は5階以上の階にあるものとは、それぞれ3階以上、地階若しくは3階以上又は5階以上の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものをいう。</p> <p>(2) この表の9の項及び10の項(ア)欄に掲げる用途に供する建築物のうち、共同住宅の住戸の部分については、定期報告の対象から除く。</p>			

(平12規則43・平15規則34・一部改正)

(建築物の定期報告)

第10条 法第12条第1項の規定により行う前条に定める建築物の敷地、構造及び建築設備に関する報告における調査の項目、方法及び結果の判定基準は、市長が別に定めるところによるものとする。

- 2 法第12条第1項の規定による報告は、定期調査報告書（第8号様式）に、市長が別に定める調査結果表を添付して行わなければならない。
- 3 前項の報告書は、報告の日前3月以内に調査し、作成したものでなければならない。
- 4 前条に定める建築物を除却し、又は使用を休止（当該建築物について、最後に法第12条第1項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年（前条の表の3の項から12の項までに掲げる建築物にあつては、3年）を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。）したときは、遅滞なく、建築物除却・使用休止届（第8号様式の2）により、市長に届け出なければならない。
- 5 前条の規定にかかわらず、前項の規定により休止した旨の届出をした建築物については、当該届出の日から当該建築物に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第1項の規定による報告を要しない。
- 6 第4項の規定による休止の届出をした建築物を再使用しようとするときは、使用する日の3日前までに、建築物再使用届（第8号様式の3）に規則第5条第3項及び第4項に定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（平15規則34・平19規則12・平20規則44・一部改正）

（定期報告を要する建築設備等の指定）

第11条 法第12条第3項の規定により指定する昇降機及び昇降機以外の建築設備は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第1号から第3号までに掲げる昇降機については、一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設けられたものを除く。

- (1) エレベーター（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第6号に規定するエレベーターを除く。）
- (2) エスカレーター
- (3) 小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が室の床面より高いものを除く。）
- (4) 第9条の表に掲げる用途に供する建築物に設ける建築設備のうち次に掲げるもの
 - ア 法第28条第2項ただし書の換気設備又は同条第3項の規定により設ける換気設備（自然換気設備を除く。）
 - イ 法第35条の排煙設備又は非常用の昇降機の乗降ロビーに設ける令第129条の13の3第3項第2号の排煙設備で、排煙機又は送風機を有するもの
 - ウ 法第35条の非常用の照明装置
 - エ 法第36条の規定により設ける給水又は排水の配管設備で、給水タンク、貯水タンク又は排水槽を設けるもの

2 法第88条第1項において準用する法第12条第3項の規定により指定する昇降機等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乗用エレベーター又はエスカレーターで、観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）

- (2) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- (3) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- (平12規則15・平12規則43・平15規則34・平19規則12・一部改正)

(建築設備等の定期報告)

- 第12条 法第12条第3項(法第88条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により行う前条第1項各号に掲げる昇降機及び建築設備又は同条第2項各号に掲げる昇降機等(以下「建築設備等」と総称する。)に関する報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準は、市長が別に定めるところによるものとする。
- 2 規則第6条第1項の規定により定める報告の時期は、前条第1項各号に掲げる昇降機及び建築設備にあつては、当該昇降機又は建築設備に係る法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証(以下この項において「検査済証」という。)の交付を受けた日の翌日から起算して2年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行つた日の翌日から起算して1年を経過する日まで(前回の報告を行わなかつた場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して1年を経過する日まで)に1回とする。ただし、規則第6条第1項の規定に基づき、国土交通大臣が定める検査の項目については、検査済証の交付を受けた日の翌日から起算して3年を経過する日までに1回とし、その後においては、前回の報告を行つた日の翌日から起算して3年を経過する日まで(前回の報告を行わなかつた場合は、前回の報告を行うべき時期の終期の日の翌日から起算して3年を経過する日まで)に1回とする。
- 3 前条第2項各号に掲げる昇降機等に係る規則第6条第1項の規定により定める報告の時期については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「2年」とあるのは「1年」と、「1年」とあるのは「6月」と読み替えるものとする。
- 4 第9項に定める再使用をする建築設備等に係る規則第6条第1項の規定により定める報告の時期については、前2項の規定を準用する。この場合において、第2項中「法第7条第5項若しくは第7条の2第5項の規定による検査済証の交付を受けた日」とあるのは、「第9項の規定による届出を行つた日」と読み替えるものとする。
- 5 規則第6条第3項に規定する報告書は、報告の日前1月以内に検査し、作成したものでなければならない。
- 6 規則第6条第4項の規定により定める書類は、市長が別に定める建築物概要書とする。
- 7 前条に定める建築設備等を廃止し、又は使用を休止(当該建築設備等について、最後に法第12条第3項の規定による報告を行つた日の翌日から起算して1年(前条第2項各号に掲げる昇降機等にあつては、6月)を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。)したときは、遅滞なく、建築設備等廃止・使用休止届(第11号様式)により市長に届け出なければならない。

8 第2項及び第3項の規定にかかわらず、前項の規定により休止した旨の届出をした建築設備等については、当該届出の日から当該建築設備等に係る次項の規定による届出を行う日までの間は、法第12条第3項の規定による報告を要しない。

9 第7項の規定による休止の届出をした建築設備等を再使用しようとするときは、使用する日の3日前までに、建築設備等再使用届（第11号様式の2）に規則第6条第3項及び第4項に定めるそれぞれ該当する書類を添えて市長に届け出なければならない。

（平11規則23・平15規則34・平19規則12・平20規則44・一部改正）

（所有者等の変更）

第12条の2 規則第5条第3項又は第6条第3項の規定により報告をした所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者）は、所有者、管理者又は報告をした建築物の名称を変更したときは、遅滞なく、建築物等の所有者等変更届（第11号様式の3）により、市長に届け出なければならない。

（平19規則12・追加、平20規則44・一部改正）

（定期報告に係る書類の保存期間）

第12条の3 規則第6条の3第5項第2号の規定による保存期間は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、当該期間の起算の日は、当該書類を受理した日の属する年度の翌年度の初日とする。

（1）規則第5条第3項に規定する書類 3年間。ただし、第9条の表の1の項、2の項及び13の項に規定する建築物に係るものについては、1年間

（2）規則第6条第3項に規定する書類 1年間。ただし、第11条第1項第4号に規定する建築設備については3年間、同条第2項第2号及び第3号に規定する遊戯施設については5年間

2 前項の規定にかかわらず、規則別記第36号の2の5様式による定期調査報告概要書並びに別記第36号の3の2様式及び第36号の4の2様式による定期検査報告概要書の保存期間は、当該書類を受理した日から当該建築物が滅失し、又は除却される日までとする。

（平20規則44・追加、平22規則42・一部改正）

（建築工事施工計画の報告）

第13条 法第6条第1項第3号に規定する建築物のうち、3以上の階数を有するもので延べ面積が500平方メートルを超えるものの工事監理者及び工事の施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、当該工事に着手する前に、建築工事施工計画報告書（第12号様式）に、次の表の（ア）欄に掲げる建築材料の種類ごとに、同表（イ）欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類を添えて、市長に工事の施工計画を報

告しなければならない。

	(ア)	(イ)
	建築材料の種類	事項
1	鉄骨	(1) 鋼材等の規格及び試験計画 (2) 鉄骨加工工場の名称及び種別
2	コンクリート	(1) コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質 (2) レディミクストコンクリートの製造会社及びその工場の名称 (3) コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) コンクリートの打込み方法及び打込み計画 (5) コンクリートの試験計画及び試験機関の名称 (6) コンクリートの施工条件及び養生計画
3	鉄筋	(1) 鉄筋の規格及び試験計画 (2) 鉄筋の継手工法、施工計画及び当該継手工法の工事施工者の氏名 (3) 鉄筋継手の試験計画及び試験機関の名称

2 前項の場合において、当該建築物の工事が次の表の(ア)欄に掲げる工事を含むときは、同欄に掲げる工事の種類ごとに、同表(イ)欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類を添付しなければならない。

	(ア)	(イ)
	工事の種類	事項
1	軽量コンクリート工事	(1) 軽量コンクリートの使用箇所 (2) 軽量コンクリート骨材及び製造会社の名称 (3) 軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) 軽量コンクリートの製造方法

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 軽量コンクリートの打込み方法及び打込み計画 (6) 軽量コンクリートの施工条件及び養生計画
2	溶接工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 溶接技術監督員の氏名、所属及び資格 (2) 溶接工事施工者の氏名並びに鉄骨加工工場の名称及び種別 (3) 溶接工法の種類、使用材料及び設備 (4) 溶接工の技量資格 (5) 鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工方法及び所要条件 (6) 溶接工事の工程に対応した試験及び検査の方法
3	高力ボルト接合工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高力ボルト接合工事施工者の氏名 (2) 高力ボルトセットの製造者の氏名 (3) 高力ボルトセットの種類 (4) 摩擦係数その他の所要条件 (5) 摩擦面の処理方法、ボルトの締め付け方法その他の施工方法及び所要条件 (6) 高力ボルトセットの品質及び検査方法 (7) 高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の方法

(平11規則23・平12規則43・平14規則12・平19規則12・平20規則44・平22規則42・一部改正)

(事故に係る報告)

第13条の2 木造の建築物で高さが13メートル若しくは軒の高さが9メートルを超えるもの又は木造以外の建築物で2以上の階数を有するものに係る建築、修繕、模様替又は除却のための工事に起因する敷地内における死者が生じた事故又は敷地外における人が

危害を受けた事故が発生した場合は、当該工事の工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、直ちに事故報告書（速報）(第12号様式の2)により、事故の状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の事故が発生したときは、当該事故が発生した工事に係る建築物の所有者、管理者、占有者又は建築主並びに設計者、工事管理者及び工事施工者は、法第12条第5項の規定に基づき、速やかに事故報告書（詳細）(第12号様式の3)により、事故の詳細を市長に報告しなければならない。

3 法第6条第1項第1号又は令第16条に掲げる建築物の所有者、管理者又は占有者は、法第12条第5項の規定に基づき、当該建築物又は建築設備に起因する死者又は重傷者（負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。）が生じた事故が発生した場合は、直ちに事故報告書（速報）により、事故の状況を市長に報告し、事故報告書（詳細）により、事故の詳細を報告しなければならない。

4 前3項の規定は、法第88条第1項から第3項までに規定する工作物に準用する。
（平19規則12・追加、平20規則44・旧第13条の3繰上・一部改正）

（許可申請書）

第14条 法又は条例の許可を受けようとする者は、規則に定めのある場合を除き、許可申請書（第13号様式）の正本及び副本に、それぞれ、建築物にあつては次の表に掲げる図書及び工場調査（工場以外の建築物の場合を除く。）並びに理由書その他必要な資料を、工作物にあつては規則第3条第2項の表に掲げる図書及び理由書その他必要な資料を添えて提出しなければならない。ただし、確認申請書又は他の法令による申請書若しくは届書を添えて提出するときは、重複する図書を省略することができる。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ

2 市長は、前項の規定による申請について許可をしたときは、許可通知書（第14号様式）に、前項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

（平11規則23・平12規則43・一部改正）

(認定申請書)

第15条 法第3条第1項第4号又は条例の認定を受けようとする者は、認定申請書(第15号様式)の正本及び副本に、それぞれ、前条第1項の表に掲げる図書その他必要な図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について認定をしたときは、認定通知書(第16号様式)に、前項の申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

(平11規則23・平12規則43・一部改正)

(認定申請書又は許可申請書に添付する図書)

第15条の2 規則第10条の4の2第1項の規定に基づき定める図書は、第14条第1項の表に掲げる図書その他必要な図書とする。

2 規則第10条の16第1項第4号及び第10条の21第1項第3号の規定に基づき定める図書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該申請に係る土地の所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書
- (2) 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書(以下「登記事項証明書」という。)
- (3) 公図の写し

3 規則第10条の16第2項第3号の規定に基づき定める図書は、法第86条第10項の公告対象区域内における法第86条の2第1項の一敷地内認定建築物又は同条第3項の一敷地内許可建築物とそれ以外の建築物の位置及び構造に関する計画を規則第10条の18に定める計画書に記載したものとする。

(平11規則23・追加、平12規則15・平13規則33・平15規則34・平17規則5・平19規則12・一部改正)

(完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類)

第15条の3 規則第4条第1項第6号(規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。)及び規則第4条の8第1項第5号(規則第8条の2第12項において準用する場合を含む。)の規定に基づき定める書類は、建築工事施工結果報告書(第16号様式の2。

3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては第16号様式の3)及び次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 法第7条第1項若しくは第18条第14項の規定による完了検査又は法第7条の3第1項若しくは第18条第17項の規定による中間検査の場合 次の表の(ア)欄に掲げる建築材料又は工事の種類ごとに、それぞれ同表の(イ)欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類

	(ア)	(イ)
	建築材料又は工事の種類	事項

1	鉄骨	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鋼材等の規格及び試験結果 (2) 鉄骨加工工場の名称及び種別
2	コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> (1) コンクリートの製造に用いるセメント、骨材その他の材料の品質 (2) レディミクストコンクリートの製造会社及びその工場の名称 (3) コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) コンクリートの打込み方法及び打込み結果 (5) コンクリートの試験結果及び試験機関の名称 (6) コンクリートの施工条件及び養生方法
3	鉄筋	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄筋の規格及び試験結果 (2) 鉄筋の継手工法、施工結果及び当該継手工法の工事施行者の氏名 (3) 鉄筋の継手の試験結果及び試験機関の名称
4	木材	<ul style="list-style-type: none"> (1) 木材の種類及び等級 (2) 接合金物の種類及び規格
5	軽量コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 軽量コンクリートの使用箇所 (2) 軽量コンクリートの骨材及び製造会社の名称 (3) 軽量コンクリートの設計基準強度その他の品質及び所要条件 (4) 軽量コンクリートの製造方法 (5) 軽量コンクリートの打込み方法及び打込み結果 (6) 軽量コンクリートの施工条件及び養生方法
6	溶接工事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 溶接技術監督員の氏名、所属及び資格 (2) 溶接工事施行者の氏名並びに

		鉄骨加工工場の名称及び種別 (3) 溶接工法の種類、使用材料及び設備 (4) 溶接工の技量資格 (5) 鋼材の切断方法その他の溶接工事の施工結果及び所要条件 (6) 溶接工事の工程に対応した試験及び検査の結果
7	高力ボルト接合工事	(1) 高力ボルト接合工事施工者の氏名 (2) 高力ボルトセットの製造者の氏名 (3) 高力ボルトセットの種類 (4) 摩擦係数その他の所要条件 (5) 摩擦面の処理方法、ボルトの締め付け方法その他の施工方法及び所要条件 (6) 高力ボルトセットの品質及び検査結果 (7) 高力ボルト接合工事の工程に対応した試験及び検査の結果

(2) 法第7条の2第1項の規定による完了検査又は法第7条の4第1項の規定による中間検査の場合 第13条第1項に規定する建築工事施工計画報告書及び添付書類の写し(3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものに係る完了検査又は中間検査の場合に限る。)並びに前号の表の(ア)欄に掲げる建築材料又は工事の種類ごとに、それぞれ同表の(イ)欄に掲げる事項について市長が別に定めるところにより記載した書類

2 規則第4条第1項第6号の規定により定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 法第6条第1項及び第18条第2項(法第87条の2において準用する場合を含む。)に規定する建築物に設ける建築設備(次号に掲げる昇降機を除く。) 建築設備工事監理状況報告書(第16号様式の4。地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるものにあつては第16号様式の5)並びに市長が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調書

(2) 令第129条の3第1項に掲げる昇降機又は令第138条第2項第1号に掲げる乗用エ

レベーター若しくはエスカレーター 昇降機工事監理状況報告書（第16号様式の6）及び市長が別に定める昇降機工事監理状況調書

- (3) 令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設 遊戯施設工事監理状況報告書（第16号様式の7）及び市長が別に定める遊戯施設工事監理状況調書
（平12規則43・追加、平14規則12・平20規則44・平22規則42・一部改正）

（道路の指定等の申請書）

第16条 法第42条第1項第4号の規定による道路の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請書（第17号様式）の正本及び副本に、それぞれ、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請図（第18号様式）及び事業の執行計画を示す図書（市長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

2 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請書の正本及び副本に、それぞれ、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請図及び次に掲げる図書（市長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書
- (2) 登記事項証明書

3 法第42条第2項の規定による道路の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、道路（位置）指定・指定変更・指定取消申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 地籍図
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるもの

4 法第42条第3項の規定による水平距離の指定又は指定の変更若しくは取消しを求める者は、水平距離の指定・指定変更・指定取消申請書（第19号様式）の正本及び副本に、それぞれ、水平距離の指定・指定変更・指定取消申請図（第20号様式）及び第2項各号に掲げる図書（市長が添付を要しないと認めるものを除く。）を添えて市長に提出しなければならない。

（平22規則42・全改）

（道路の指定等の変更又は取消しの告示）

第17条 市長は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による道路等の指定の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を告示する。

- (1) 指定に係る道路の種類

- (2) 指定の変更又は取消しの年月日
- (3) 指定に係る道路の位置
- (4) 指定に係る道路の延長及び幅員

2 市長は、法第42条第3項の規定による水平距離の指定の変更又は取消しをしたときは、次に掲げる事項を告示する。

- (1) 水平距離の指定の変更又は取消しの年月日
- (2) 水平距離の指定に係る道路の部分の位置
- (3) 水平距離の指定に係る道路の部分の延長
- (4) 水平距離

(平22規則42・全改)

(道路の指定等の通知)

第17条の2 市長は、第16条第1項若しくは第3項の申請に基づく道路の指定若しくは指定の変更若しくは取消し又は同条第2項の申請に基づく道路の位置の指定若しくは指定の変更若しくは取消しをしたときは、道路（位置）の指定・指定変更・指定取消通知書（第21号様式）に、申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

2 市長は、第16条第4項の申請に基づく水平距離の指定又は指定の変更若しくは取消しをしたときは、水平距離の指定・指定変更・指定取消通知書（第22号様式）に、申請書の副本及び添付図書を添えて、申請者に通知する。

(平22規則42・追加)

(私道の変更又は廃止の届出)

第17条の3 法第42条第1項第3号の規定による道路を変更し、又は廃止しようとする道路の管理者は、変更し、又は廃止しようとする日の14日前までに、私道変更・廃止届出書（第22号様式の2）に次に掲げる図書を添えて、市長に届け出るものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 地籍図
- (3) 登記事項証明書

(平22規則42・追加)

(開発区域内等の私道の変更又は廃止)

第18条 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定による道路の区域の決定をした当該道路の区域内、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、同法第34条の2若しくは同法第35条の2の開発許可等を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施行地区内、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）

による土地区画整理事業の施行地区内又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による防災街区整備事業の施行地区内で、当該開発行為又は事業の工事に着手する者（以下「事業者等」という。）は、当該地区内に存在する法第42条第1項第3号の規定による道路の変更若しくは廃止又は第5号の規定による道路の位置若しくは同条第2項の規定による道路若しくは同条第3項の規定による水平距離の指定の変更若しくは取消しについて、市長と協議をすることができる。

- 2 前項の協議の手続については、第16条及び前条の規定を準用する。
- 3 第1項の場合においては、同項の市長と事業者等との協議が成立することをもって、法第42条第1項第3号の規定による道路の変更若しくは廃止又は同項第5号の規定による道路の位置、同条第2項の規定による道路若しくは同条第3項の規定による水平距離の指定の変更若しくは取消しがあつたものとみなす。
- 4 前項の場合においては、第17条及び第17条の2の規定を準用する。
(平22規則42・全改)

(道路の位置の標示)

第19条 第16条第2項の規定による道路の位置の指定又は指定の変更を求める者は、側溝、縁石その他により道路の境界を明確にしておかなければならない。ただし、土地の状況によりこの措置がとれない場合は、10センチメートル角で長さ45センチメートル以上のコンクリート又は石のくいによりその位置を標示することができる。

- 2 前項の規定は、第16条第4項の規定による水平距離の指定又は指定の変更を求める場合について準用する。
- 3 前2項の規定により設置した標識は、移動させてはならない。
(平22規則42・一部改正)

第20条 削除

(平15規則9)

(建ぺい率の緩和)

第21条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、その周辺の3分の1以上が道路又は公園、広場、川その他これらに類するもの（以下この条において「公園等」という。）に接し、かつ、次の各号に掲げる敷地のいずれかに該当するものとする。

- (1) 2つの道路（法第42条第2項の規定による道路で、同項の規定により道路境界線とみなされる線と道との間の当該敷地の部分を道路として築造しないものを除く。）がぐう角120度未満で交わる角敷地
- (2) 幅員がそれぞれ8メートル以上の道路の間にある敷地で、道路境界線相互の間隔が35メートルを超えないもの

(3) 公園等に接する敷地又はその前面道路の反対側に公園等がある敷地で、前2号に掲げる敷地に準ずるもの

(平13規則33・一部改正)

(道路面と地盤面に高低差のある場合)

第22条 令第135条の2第1項の規定の適用に当たつて、同条第2項の規定により緩和できる範囲は、次の各号に定めるところによる。

(1) 前面道路と敷地との境界線からの水平距離が、次式によつて計算された数値 s を超える敷地内の区域については、その前面道路は敷地の地盤面と同じ高さにあるものとみなす。

ア 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域内にあつては

$$s = 7 \text{メートル} + (2/5)H$$

イ アに掲げる地域以外の地域にあつては

$$s = 6 \text{メートル} + (1/3)H$$

(ア及びイの式において、 H は、敷地の地盤面と前面道路の高さの差とする。)

(2) 2以上の前面道路のある敷地で、前号の区域以外の区域にあつては、幅員が最大の前面道路と敷地の境界線からの水平距離が、その前面道路の幅員の2倍以内で、かつ、35メートル以内の区域及びその他の前面道路の中心から10メートルを超える区域については、幅員が最大の前面道路より低いすべての前面道路は、次のア又はイの高さまで緩和することができる。

ア 幅員が最大の前面道路が敷地の地盤面より高い場合は、敷地の地盤面の高さ

イ ア以外の場合は、幅員が最大の前面道路の高さ（令第135条の2第1項の規定によつて緩和できる場合は、その高さ）

(敷地面積の規模)

第23条 令第130条の10第2項ただし書の規定により市長が定める規模は、1,000平方メートルとする。

2 令第136条第3項ただし書の規定により市長が定める規模は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に掲げる数値とする。

地域		敷地面積の規模
(1)	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	1,000平方メートル
(2)	(1)に掲げる地域以外の用途地域	500平方メートル

(建築物の後退距離の算定の特例)

第24条 令第130条の12第5号の規定により市長が定める建築物の部分は、当該敷地内の建築物の一部で、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた公共用歩廊その他令第145条第2項に定める建築物に接続して一体的に建築する部分とする。

(建築協定認可申請)

第25条 建築協定の認可申請は、建築協定認可申請書(第23号様式)に次の各号に掲げる図書を添えて行うものとする。

(1) 法第70条に規定する建築協定書

(2) 建築協定区域、建築協定区域隣接地(建築協定区域隣接地を定める場合に限る。次条において同じ。)、建築物に関する基準並びに建築協定と関係のある地形及び地物の概略を表示する図面

(3) 認可の申請人が、建築協定をしようとする者の代表であることを証する書類

(4) 建築協定をしようとする理由書

(5) 法第69条の土地の所有者等(法第77条の規定による建築物の借主を含み、土地の共有者又は共同借地権者にあつては、それぞれの持分が過半に達する者をいい、土地区画整理法第98条第1項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第83条において準用する場合を含む。以下この号、第30条及び第31条において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権を有する者(以下この号において「従前の土地の所有者及び借地権者」という。)をいう。以下「土地の所有者等」と総称する。)の全員の住所、氏名及び建築協定に関する合意を示す書類、印鑑登録証明書、登記事項証明書(登録又は登記がない場合は、本人又は権利者であることを証する書面。次項、次条、第29条及び第31条において同じ。)並びに土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定されたこと又は仮換地について仮に借地権の目的となるべき宅地若しくはその部分を指定したことを土地区画整理事業の施行者が証する書類(従前の土地の所有者及び借地権者に限る。以下「仮換地証明書」という。)

2 法第76条の3による建築協定を定めようとする場合の建築協定認可申請は、建築協定認可申請書に前項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書並びに土地の所有者の印鑑登録証明書及び登記事項証明書を添えて行うものとする。

(平11規則23・平17規則5・一部改正)

(建築協定変更・廃止認可申請)

第26条 建築協定の変更又は廃止の認可の申請をしようとする者は、建築協定変更・廃止

認可申請書（第24号様式）に次の各号に掲げる図書（建築協定を廃止しようとする場合においては、第1号に規定する書類及び図面を除く。）を添えて行うものとする。

- (1) 建築協定の変更書及び建築協定区域、建築協定区域隣接地又は建築物に関する基準の変更を表示する図面
- (2) 法第73条第1項（法第74条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けた建築協定書
- (3) 認可の申請人が、建築協定を変更又は廃止しようとする者の代表者であることを証する書類
- (4) 建築協定を変更又は廃止しようとする理由書
- (5) 土地の所有者等の全員の住所及び氏名並びに建築協定の変更に関する全員の合意（廃止しようとする場合においては、廃止に関する過半数の合意）を示す書類、当該合意をした者の印鑑登録証明書並びに土地の所有者等の全員の登記事項証明書及び仮換地証明書

（平11規則23・平17規則5・一部改正）

（建築協定の認可並びに変更又は廃止の認可の申請）

第27条 法第70条第1項の規定により建築協定の認可の申請をしようとする代表者又は法第76条の3第2項の規定により建築協定の認可の申請をしようとする者は、第25条に規定する建築協定認可申請書に写し3部（第1号、第2号及び第4号に規定する図書を添付したもの）を添えて、法第74条第1項若しくは第76条第1項の規定により建築協定を変更又は廃止しようとする者は、前条に規定する建築協定変更・廃止認可申請書に写し3部（第1号、第2号及び第4号に規定する図書を添付したもの）を添えて、市長に提出しなければならない。

（認可通知書の通知）

第28条 市長は、前条の規定による建築協定に関する認可の申請について認可したときは、建築協定の認可にあつては建築協定認可通知書（第25号様式）に前条の建築協定認可申請書の写しを添えて、建築協定の変更又は廃止の認可にあつては建築協定変更・廃止認可通知書（第26号様式）に前条の建築協定変更・廃止認可申請書の写しを添えて、申請者に通知する。

（平12規則43・一部改正）

（一人建築協定が効力を有することとなつた場合の手続）

第29条 法第76条の3第1項による建築協定の設定者は、当該建築協定が効力を有することとなつたときは、直ちに一人建築協定が効力を有することとなつた旨の届（第27号様式）に、新たに土地の所有者等となつた者の印鑑登録証明書、登記事項証明書、仮換地

証明書及び当該土地の位置を表示した図面を添えて市長に届け出なければならない。

(平11規則23・平17規則5・一部改正)

(借地権が消滅する場合等の届出)

第30条 法第74条の2第3項に基づく届出は、借地権消滅等届(第28号様式)に次の各号のいずれかの書類及び土地の位置を表示する図面を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 借地権が消滅したことを証する書類
- (2) 土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地が、同法第86条第1項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第72条第1項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第91条第3項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第82条において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかったことを土地区画整理事業の施行者が証する書類

(平11規則23・一部改正)

(建築協定の認可等の公告があつた日以後建築協定に加わる手続)

第31条 法第75条の2第1項に規定する土地の所有者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)は、建築協定加入届(第29号様式)に印鑑登録証明書、登記事項証明書、仮換地証明書及び当該土地の位置を表示する図面を添えて市長に提出するものとする。ただし、土地の共有者については、その持分が過半に達する者の代表者が、それらの者の住所、氏名及び建築協定に加わる旨の意思の表示を示す書類、当該土地の位置を表示する図面、印鑑登録証明書、登記事項証明書並びに仮換地証明書を添えて市長に提出するものとする。

2 法第75条の2第2項に規定する土地の所有者等は、建築協定加入届に次の各号に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 建築協定区域隣接地を表示する図面
- (2) 届出人が建築協定に加わる者の代表者であることを証する書類
- (3) 建築協定区域隣接地内の土地の所有者等の全員の住所、氏名及び建築協定に加わる旨の意思の表示を示す書類、印鑑登録証明書、登記事項証明書並びに仮換地証明書

(平11規則23・平17規則5・一部改正)

(建築協定に関係のある図書の提出)

第32条 市長は、特に必要があると認めるときは、建築協定に関係のある図書の提出を求めることができる。

(垂直積雪量)

第32条の2 令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量は、0.35メートルとする。ただし、平成12年建設省告示第1,455号第2に掲げる式中、「区域の標準的な標高」とあるのを「敷地の標準的な標高」と、「区域の標準的な海率」とあるのを「敷地の標準的な海率」と読み替えて計算した垂直積雪量の数値が0.35メートル未満の場合は、当該数値とする。

(平12規則43・追加)

(建築計画概要書等の閲覧場所、閲覧日及び閲覧時間)

第33条 建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書等」という。）の閲覧場所は、府中市都市整備部建築指導課（以下「閲覧所」という。）とする。

2 概要書等の閲覧日は、府中市の休日に関する条例（平成元年3月府中市条例第11号）第1条第1項各号に掲げる日以外の日とし、閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

3 市長は、概要書等の整理その他の理由により必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮することができる。

4 前項の規定により臨時に閲覧できない日を定め、又は閲覧時間を延長し、若しくは短縮するときは、その旨を閲覧所に掲示する。

(平11規則23・平17規則13・平19規則12・一部改正)

(閲覧申込票の提出)

第34条 概要書等を閲覧しようとする者は、概要書等のうち、建築計画概要書、築造計画概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書にあつては建築（築造）計画概要書等閲覧申込票（第30号様式）を、定期調査報告概要書及び定期検査報告概要書にあつては定期報告概要書閲覧申込票（第31号様式）を市長に提出しなければならない。

(平11規則23・平19規則12・一部改正)

(閲覧所以外の閲覧禁止)

第35条 概要書等は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない。

(平11規則23・一部改正)

(閲覧の停止又は禁止)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) 建築物又は工作物を特定しない者

(平11規則23・一部改正)

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により行う用途地域に関する都市計画の決定の告示の日までの間は、第22条第1項ア中「第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域」とあるのは「第1種住居専用地域、第2種住居専用地域又は住居地域」と、

第23条中「

第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域

」とあるのは「

第1種住居専用地域

」と読み替えるものとする。

付 則 (平成11年6月30日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成11年9月30日規則第31号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日規則第15号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年9月1日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年6月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年9月25日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成14年3月28日規則第12号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月26日規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成15年12月1日規則第34号）

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項及び第15条の2並びに第8号様式の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則による改正後の府中市建築基準法施行細則第9号様式及び第10号様式による用紙については、この規則の施行の日前においてもこの規則による改正前の府中市建築基準法施行細則第9号様式及び第10号様式による用紙に代えて、それぞれ使用することができる。
- 3 付則第1項ただし書に規定する改正規定の施行の日から平成16年3月31日までの間は、同項ただし書の規定による改正後の府中市建築基準法施行細則第8号様式の規定にかかわらず、建築物及び建築設備等の定期報告については、なお従前の例によることができる。

付 則（平成17年3月4日規則第5号）

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第13号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成17年3月31日規則第19号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月19日規則第12号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の府中市建築基準法施行細則の規定に基づき提出されている報告書その他の書類は、この規則による改正後の府中市建築基準法施行細則の様式により提出されたものとみなす。

付 則（平成20年12月17日規則第44号）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の府中市建築基準法施行細則の規定は、施行日以後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の調査又は同条第3項の検査を開始する者について適用し、施行日前に同法第12条第1項の調査又は同条第3項の検査を開始した者については、なお従前の例による。

付 則（平成22年12月28日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条）

確認申請書に添付する図書

建築物の種類	図書の種類	明示すべき事項
がけに接する場所を建築敷地とする建築物	詳細図	縮尺、構造耐力上主要な部分の材料の種類及び寸法、がけの高さ並びにがけの上下端から建築物までの水平距離
	構造計算書	—
道路面と地盤面に高低差のある敷地の建築物	縦断面図	縮尺並びに道路、地盤及びその高低差
興行場等の用途に供する建築物	平面図又は別紙に併記	各階及び各興行場ごとの客席の定員及びその算定方法並びに各階の客席の出入口、階段及び建築物の屋外へ通ずる出入口の幅の合計
共同住宅等の用途に供する建築物		各階の共同住宅の住戸若しくは住室、寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の床面積の合計
地階に居室を有する建築物	換気設備図	縮尺、機械室及びダクトの詳細並び

		に給気口、排気口及び外気取入口の位置及び寸法
条例の第2章第9節の適用を受ける特殊建築物	平面図又は別紙に併記	利用者が使用する居室、浴室、便所（車いす使用者が使用できる便房を含む。）、廊下、直通階段及びエレベータの位置及び寸法

第1号様式（第3条）

（平11規則23・平12規則43・一部改正）

確認 許可 認定 承認	申請取下げ届
<p>次の申請は、都合により取り下げたいので、府中市建築基準法施行細則第3条第 項の規定により、届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>府中市長 又は 建築主事</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p>	
	法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

(1)	申請書提出年月日及び受理番号	年 月 日 第 号
(2)	敷地の地名・地番	
(3)	建築物等の用途	
※受付欄		

注意 1 許可申請及び認定申請に係る申請取下げの場合は府中市長あてに、確認申請に係る申請取下げの場合は建築主事あてに提出してください。

2 完了検査申請書提出後の仮使用承認申請に係る申請取下げの場合は建築主事あてに、その他の仮使用承認申請に係る申請取下げの場合は府中市長あてに提出してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

4 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第2号様式(第4条)

(平11規則23・平12規則43・一部改正)

建築主等変更届

<p>次のとおり建築主等を変更したいので、府中市建築基準法施行細則第4条第1項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。</p>			
			年 月 日
<p>府中市長 又は 建築主事</p>			建築主等 住所 氏名 印
			<p>法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名</p>
(1)	変更前	住所	電話() ー
		氏名	印
建築主等	変更後	住所	電話() ー
		氏名	印
(2)	<p>確認・許可・認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認の年月日 ・番号 	<p>第 年 月 日 確認</p> <p>第 年 月 日 許可</p> <p>第 年 月 日 認定</p> <p>第 年 月 日 承認</p>	
(3)	敷地の地名地番		
(4)	建築物等の用途		
(5)	変更の期日及び理由	変更の期日	年 月

		日 理由
※受付欄		

注意 1 許可申請及び認定申請に係る建築主等の変更の場合は府中市長あてに、確認申請に係る建築主等の変更の場合は建築主事あてに提出してください。

2 仮使用承認申請に係る建築主等の変更の場合は府中市長あてに提出してください。

3 建築主等は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては築造主を記入してください。

4 ※印のある欄は、記入しないでください。

5 建築主等の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第3号様式(第4条)

(平20規則44・全改)

工事監理者届

次のとおり工事監理者を選任(解任)したので、府中市建築基準法施行細則第4条第2項の規定により、届け出ます。		年 月 日	
建築主事		建築主 住所 氏名 印	
		法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
◆ 工事 監理者	選任	工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者
		工事と照合する設計図書	
		資格	()建築士()登録第 号
		住所	電話() —
		氏名	印
		建築士事務所	()建築士事務所()登録第

		の名称及び所在地	号 電話() —
	解任	工事監理者の区分	代表となる工事監理者・その他の工事監理者
		工事と照合する設計図書	
		資格	()建築士()登録第 号
		住所	電話() —
		氏名	印
		建築士事務所の名称及び所在地	()建築士事務所()登録第 号 電話() —
(2) 確認年月日・番号		年 月 日	確認第 号
(3) 敷地の地名・地番			
(4) 建築物の用途			
(5) 解任の期日及び理由			
※受付欄			

注意 1 ※印のある欄は、記入しないでください。

2 建築主又は工事監理者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 代表となる工事監理者及び申請に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

4 選任の場合は、建築士免許証の写しを添えてください。

別紙

選任	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資格	()建築士 ()登録第 号
	住所	電話() —
	氏名	印
	建築士事務所の名称及び所在地	()建築士事務所

		()登録第 号 電話() ー
	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資格	()建築士 ()登録第 号
	住所	電話() ー
	氏名	印
	建築士事務所の名称及び所在地	()建築士事務所 ()登録第 号 電話() ー
解任	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資格	()建築士 ()登録第 号
	住所	電話() ー
	氏名	印
	建築士事務所の名称及び所在地	()建築士事務所 ()登録第 号 電話() ー
	工事監理者の区分	その他の工事監理者
	工事と照合する設計図書	
	資格	()建築士 ()登録第 号
	住所	電話() ー
	氏名	印
	建築士事務所の名称及び所在地	()建築士事務所 ()登録第 号 電話() ー

第4号様式（第4条）

（平11規則23・平12規則43・一部改正）

工事施行者届

次のとおり工事施行者を選任(変更)したので、府中市建築基準法施行細則第4条第3項の規定により、届け出ます。

建築主事		年 月 日	
		建築主等 住所 氏名 印	
		法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
工事施工者	選任(変更後)	建設業の許可番号	許可()第 号
		住所	電話() ー
		氏名	印
		工事現場の責任者の資格・住所・氏名	()建築士()登録第 号 印
	変更前	建設業の許可番号	許可()第 号
		住所	電話() ー
		氏名	印
		工事現場の責任者の資格・住所・氏名	()建築士()登録第 号 印
(2) 確認年月日・番号		年 月 日 確認第 号	
(3) 敷地の地名・地番			
(4) 建築物等の用途			
(5) 変更の期日及び理由		変更の期日 年 月 日 理由	
※受付欄			

注意 1 建築主等は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物にあつては建造主を記入してください。

2 ※印のある欄は、記入しないでください。

3 建築主又は工事現場の責任者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第5号様式 (第5条)

(平11規則23・平12規則43・一部改正)

工事取りやめ届

次の工事を取りやめたいので、府中市建築基準法施行細則第5条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。			
			年 月 日
府中市長 又は 建築主事			
			建築主等 住所 氏名 印
		法人にあつては、その事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名	
(1)	確認・許 可・認定・ 承認の年月 日・番号		年 月 日 確認 第 号 年 月 日 許可 第 号 年 月 日 認定 第 号 年 月 日 承認 第 号
(2) 敷地の地名・地番			
(3) 建築物等の用途			
(4) 取りやめの内容		確認 許可 認定 承認	面積 取りやめ面積
		建築面積	m ² m ² m ² m ²
		延べ面積	m ² m ² m ² m ²
(5) 取りやめの理由			
※受付欄			

注意 1 仮使用承認申請に係る工事取りやめの場合は、府中市長あてに提出してください。

2 許可申請及び認定申請に係る工事取りやめの場合は府中市長あてに、確認申請に係る工事取りやめの場合は建築主事あてに提出してください。

3 建築主等は、建築物にあつては建築主、建築設備にあつては設置者、工作物

にあつては築造主を記入してください。

4 ※印のある欄は、記入しないでください。

5 建築主等の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第6号様式(第6条、第14条)

(平12規則43・全改)

工場調書

※調査 年 月 日 調査員 印

※	確認 及び 許可 条項											
(1)	敷地 地名地番											
(2)	工場 名及び工 場主名											
(3)	業種	金 属	機 械	化学	ガス 電気	窯業 土石	紡織	製材 木工	食 品	印刷 製本	そ の 他	生産品目
(4)	作業 の概要											
(5)	既設 の機 械そ の他 の設 備	名称	用途	個数	動力数 (容量)	名称	用途	個数	動力数 (容量)			
(6)	本申 請に	名称	用途	個数	動力数 (容量)	名称	用途	個数	動力			

)	よる 機 械 そ の 他 の 設 備								数 (容 量)
		基準時年月日		現在		本申請に よる増減	合計		増 加 率 %
(7)	敷地 面積		m ²		m ²		m ²		m ²
(8)	建築 面積		m ²		m ²		m ²		m ²
(9)	作 業 場 の 合 計		m ²		m ²		m ²		m ²
	そ の 他		m ²		m ²		m ²		m ²
	合 計		m ²		m ²		m ²		m ²
(10)	動力 数の合計		kW		kW		k W		kW
(11)	不適 格動力数 の合計		kW		kW		k W		kW
(12)	危険 物の容量								
(13)	地 域・地区								
(14)	最近 の許可・確 認	年 月 日許可第 号・確認済証交付者 年 月 日確認第 号							

(備考 1 (不適 5 格の) 内容 等)		

- 注意 1 (3)の欄は、該当する業種を○で囲んでください。
- 2 (5)及び(6)の欄に記入できないときは、別紙に記入してください。
- 3 基準時の欄は、申請時に適格なものは記入する必要はありません。
- 4 (11)の欄は、不適合の事由が機械の台数又は容器等の容量による場合に、その台数又は容量を記入してください。
- 5 単位は、メートル法によつて記入してください。
- 6 ※印のある欄は、記入しないでください。

第7号様式 (第8条)

(平15規則9・全改)

		60センチメートル	
		ル	
90センチメートル		建築基準法による命令の公示	
		建築物の所在地	
		建築物の名称	
		命令を受けた者の氏名及び住所	
		この建築物は、建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反しているので、同法第9条の規定に基づき を命じたものである。	

		<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">府中市長</p> <p>(注意)</p> <p>1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。</p> <p>2 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。</p>
--	--	--

第7号様式の2(第8条)

(平15規則9・追加)

		60センチメートル	
		ル	
		<p style="text-align: center;">建築基準法による命令の公示</p> <p>工作物の所在地</p> <p>工作物の名称</p> <p>命令を受けた者の氏名及び住所</p> <p style="text-align: center;">この工作物は、建築基準法令の規定又は建築基準法の規定に基づく許可に付した条件に違反しているので、同法第9条の規定に基づき を命じたものである。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	
	90センチメートル		

		<p style="text-align: right;">府中市長</p> <p>(注意)</p> <p>1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。</p> <p>2 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられることがある。</p>
--	--	---

第8号様式（第10条）

（平20規則44・全改）

（第1面）

整理番号		— —
<p>定期調査報告書</p> <p>（第一面）</p> <p>建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p>府中市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">報告者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">（所有者(管理者がいる場合は管理者)）</p> <p style="text-align: right;">調査者氏名 印</p>		
1 所有者		
(1) 氏名のフリガナ		
(2) 氏名		
(3) 郵便番号		
(4) 住所		
(5) 電話番号 ()	—	
2 管理者		
(1) 氏名のフリガナ		
(2) 氏名		
(3) 郵便番号		

(4) 住所

(5) 電話番号 () —

3 調査者

(代表となる調査者)

(1) 資格等 ()建築士 ()登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 号

(2) 氏名のフリガナ

(3) 氏名

(4) 勤務先

()建築士事務所 ()知事登録第 号

(5) 郵便番号

(6) 所在地

(7) 電話番号 () —

(その他の調査者)

(1) 資格等 ()建築士 ()登録第 号
建築基準適合判定資格者 第 号
登録調査資格者講習を修了した者 第 号

(2) 氏名のフリガナ

(3) 氏名

(4) 勤務先

()建築士事務所 ()知事登録第 号

(5) 郵便番号

(6) 所在地

(7) 電話番号 () —

4 報告対象建築物

(1) 所在地

(2) 名称のフリガナ

(3) 名称

(4) 用途

5 調査による指摘の概要

(1) 指摘の内容 要是正の指摘あり (既存不適格) 特記すべき事項 指摘なし

(2) 指摘の概要 (要是正(既存不適格を除く。))

(既存不適格)

(3) 改善予定の有無 (要是正のみ記入) 有(年 月に改善予定) 無

(4) その他特記事項 (特記事項のみ記入)

	※ 受付欄	※ 記事欄	※ 判定欄	

(第2面)

(第二面)			
建築物及びその敷地に関する事項			
1 敷地の位置			
(1) 防火地域等	<input type="checkbox"/> 防火地域	<input type="checkbox"/> 準防火地域	
	<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 指定なし
(2) 用途地域			
2 建築物及びその敷地の概要			
(1) 構造	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造	<input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造	
	<input type="checkbox"/> 鉄骨造	<input type="checkbox"/> その他()	
(2) 階数	地上	階	地下 階 塔屋 階
(3) 敷地面積	m2		
(4) 建築面積	m2		
(5) 延べ面積	m2 (今回報告部分の床面積の合計		m2)
3 階別用途別床面積	指定用途	床面積	階別床面積の合計
(1) 階別用途別 (階)		(m2)	
		(m2)	(m2)
(階)		(m2)	(m2)
(階)		(m2)	(m2)
(階)		(m2)	(m2)
(階)		(m2)	(m2)
(階)		(m2)	(m2)
(2) 用途別		(m2)	(m2)
		(m2)	
4 性能検証法等の適用 <input type="checkbox"/> 耐火性能検証法 <input type="checkbox"/> 防火区画検証法 <input type="checkbox"/> 階避難安全検証法 (階)			
<input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 適用なし			
5 検査対象建築設備 <input type="checkbox"/> 換気設備 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 非常用照明装置 <input type="checkbox"/> 給水設備・排水設備			
6 増築、改築、用途変更等の経過			

年	月	日	概要()
年	月	日	概要()
年	月	日	概要()
年	月	日	概要()

7 関連図書の整備状況

(1) 確認に要した図書 有(各階平面図あり) 無

(2) 初回確認済証 有 無
 交付番号 年 月 日第 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関()

(3) 直近確認済証 有 無
 交付番号 年 月 日第 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関()

(4) 完了検査に要した図書 有 無

(5) 初回検査済証 有 無 (完了年月 年 月)
 交付番号 年 月 日第 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関()

(6) 直近検査済証 有 無 (完了年月 年 月)
 交付番号 年 月 日第 号
 交付者 建築主事 指定確認検査機関()

(7) 直近の仮使用 交付番号 年 月 日第 号

(8) 全体計画認定 交付番号 年 月 日第 号

(9) 維持保全に関する準則又は計画 有 無

(10) 前回の調査に関する書類の写し 有 無 対象外

8 備考

(第3面)

(第3面)				
調査等の概要				
1 調査及び検査の状況				
(1) 今回の調査		年	月	日実施
(2) 前回の調査	<input type="checkbox"/> 実施(年	月	日報告) <input type="checkbox"/> 未実施
(3) 建築設備の調査	<input type="checkbox"/> 実施(年	月	日報告) <input type="checkbox"/> 未実施
(4) 昇降機等の調査	<input type="checkbox"/> 実施(年	月	日報告) <input type="checkbox"/> 未実施

2 調査の状況

(敷地及び地盤)

(1) 指摘の内容 要是正の指摘あり(□既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし

(2) 指摘の概要

(3) 改善予定の有無 有(年 月 日に改善予定) 無

(建築物の外部)

(1) 指摘の内容 要是正の指摘あり(□既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし

(2) 指摘の概要

(3) 改善予定の有無 有(年 月 日に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

(1) 指摘の内容 要是正の指摘あり(□既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし

(2) 指摘の概要

(3) 改善予定の有無 有(年 月 日に改善予定) 無

(建築物の内部)

(1) 指摘の内容 要是正の指摘あり(□既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし

(2) 指摘の概要

(3) 改善予定の有無 有(年 月 日に改善予定) 無

(避難施設等)

(1) 指摘の内容 要是正の指摘あり(□既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし

(2) 指摘の概要

(3) 改善予定の有無 有(年 月 日に改善予定) 無

(その他)

(1) 指摘の内容 要是正の指摘あり(□既存不適格) 特記すべき事項あり 指摘なし

(2) 指摘の概要

(3) 改善予定の有無 有(年 月 日に改善予定) 無

(注：(2)指摘の概要については、既存不適格を除く要是正の指摘事項のみについて記載のこと。)

3 石綿を添加した建築材料の調査状況 (該当する室)

(1) 該当建築材料の有無 有(飛散防止措置無) ()

有(飛散防止措置有) ()

無

(2) 措置予定の有無 有(年 月に改善予定)

無

4 耐震診断及び耐震改修の調査状況

(1) 耐震診断の実施の有無 有(耐震性の有無 有 無 不明)

無(年 月に実施予定) 対象外

(2) 耐震改修の実施の有無 有 無(年 月に実施予定) 対象外

5 建築物等に係る不具合等の状況

(1) 不具合等	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(2) 不具合等の記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(3) 改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定(年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし
6 備考	

(第4面)

(第四面)						
建築物等に係る不具合等の状況						
	不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等	

(第5面)

(第五面)	
(注意)	
1 各面共通関係	
(1) ※印のある欄は、記入しないでください。	
(2) 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。	
(3) 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。	
2 第一面関係	
(1) 報告者又は調査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。	
(2) 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。	
(3) 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、(2)はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、(4)はそれぞれ法人の所在地を記入してください。	
(4) 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行つたすべての調査者について記入してください。当該	

建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。

(5) 3欄の(1)は、調査者の有する資格等について記入してください。調査者が建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号に規定する登録調査資格者講習又は建築士法施行規則等の一部を改正する省令(平成16年国土交通省令第67号)による改正前の同規則第4条の20第4項に規定する国土交通大臣が指定する特殊建築物等調査資格者として必要な知識及び技能を修得させるための講習を終了した者である場合は、その旨を証する書類に記載された番号を「登録調査資格者講習を修了した者」の番号欄に記入してください。

(6) 3欄の(4)は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。

(7) 3欄の(5)から(7)までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。

(8) 第三面の2欄のいずれかの(1)において「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れたときは、5欄の(1)の「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れ、「特記すべき事項あり」の□にレ印を入れたときは、5欄の(1)の「特記すべき事項」の□にレ印を入れてください。それ以外のときは、「指摘なし」の□にレ印を入れてください。また、第三面の2欄の(1)の「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れたもののすべてにおいて、「既存不適格」の□にレ印を入れたときは、併せて5欄の(1)の「既存不適格」の□にレ印を入れてください。

(9) 5欄の(2)は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。

(10) 5欄の(3)は、第三面の2欄のいずれかの(3)において改善予定があるとしているときは「有」の□にレ印を入れ、第三面の2欄の(3)に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。

(11) 5欄の(4)は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3 第二面関係

(1) この書類は、建築物ごとに作成してください。

(2) 敷地が複数の地域にまたがる場合は、1欄の(1)について、該当するすべての□にレ印を入れてください。建築基準法(以下「法」といいます。)第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」の□にレ印を入れ、併せてその内容を記入してください。

(3) 1欄の(2)は、該当する用途地域名をすべて記入してください。

(4) 2欄の(1)は、該当するすべての□にレ印を入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」の□にレ印を入れ、併せて具体的な構造を記入してください。

(5) 2欄の(5)の今回報告部分の床面積の合計欄には、3欄の床面積のうち、今回調査により報告を行う部分の床面積の合計を記入してください。

(6) 3欄の(1)は、最上階から用途ごとに順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。また、同一階に複数の用途がある場合は、「階別床面積の合計」に各階の床面積の合計を記入してください。

(7) 3欄の(2)は、(1)の用途ごとに床面積の合計を記入してください。

(8) 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」の□に、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」の□に、同令第129条の2第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全

性能が検証されたときは「階避難安全検証法」の□に、同令第129条の2の2第3項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」の□に、それぞれレ印を入れ、「階避難安全検証法」の場合には、併せて階避難安全性能を検証した階を記入してください。法第68条の26第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」の□にレ印を入れ、その概要を記入してください。これらいずれにも該当しない場合においては、「適用なし」の□にレ印を入れてください。

(9) 5欄は、当該建築物の換気設備が法第12条第3項に基づく定期検査(以下「定期検査」といいます。)対象となっている場合は「換気設備」の□に、排煙設備が定期検査対象となっている場合は「排煙設備」の□に、非常用照明装置が定期検査対象となっている場合は「非常用照明装置」の□に、給水設備・排水設備が定期検査対象となっている場合は「給水設備・排水設備」の□に、それぞれレ印を入れてください。

(10) 6欄は、前回調査時以降の建築(新築を除きます。)、模様替え、修繕又は用途の変更(以下「増築、改築、用途変更等」といいます。)について、古いものから順に記入し、確認(法第6条第1項に規定する確認をいいます。以下同じ。)を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。

(11) 7欄の(1)は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」の□にレ印を入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」の□にレ印を入れてください。

(12) 7欄の(2)は、初回の確認に係る確認済証について、該当する□にレ印を入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関する□にレ印を入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。

(13) 7欄の(3)は、直近の確認に係る確認済証について、(注意)(12)に準じて記入してください。

(14) 7欄の(4)は、最近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」の□にレ印を入れてください。

(15) 7欄の(5)及び(6)は、(注意)(12)及び(13)に準じて記入してください。

(16) 7欄の(7)は、検査済証を交付されていないが、仮使用の承認に基づいて報告対象建築物を使用している場合、承認の交付年月日及び番号を記入してください。

(17) 7欄の(8)は、法第86条の8の規定に基づく全体計画認定又は全体計画変更認定がある場合、直近の認定通知書の交付年月日及び交付番号を記入してください。

(18) 7欄の(9)は、法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。

(19) 7欄の(10)は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。

(20) ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4 第三面関係

(1) この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況(別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限ります。)に関する調査の結果について作成してください。

(2) 1欄の(1)は、調査が終了した年月日を記入してください。

(3) 1欄の(2)から(4)までは、報告の対象となっていない場合には「未実施」の□にレ印を入れてください。

(4) 1欄の(3)及び(4)は、直前の報告について、それぞれ記入してください。

(5) 2欄の(1)は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスにレ印を入れ、法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」の□にレ印を入れてください。また、是正が必要と認められる事項以外に、特に報告すべき事項がある場合には、「特記すべき事項」の□にレ印を入れてください。

(6) 2欄の(1)の「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れたとき(「既存不適格」の□にレ印を入れたときを除きます。)は、(2)に指摘の概要を記入してください。

(7) 2欄の(1)の「要是正の指摘あり」の□にレ印を入れた当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは(3)の「有」の□にレ印を入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは(3)の「無」の□にレ印を入れてください。

(8) 3欄は、法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。(1)の「有(飛散防止措置無)」又は「有(飛散防止措置有)」の□にレ印を入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、(2)の「有」の□にレ印を入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、(2)の「無」の□にレ印を入れてください。

(9) 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。

(10) 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等(以下「不具合等」といいます。)について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の(1)の「有」の□にレ印を入れ、当該不具合等について記録が有るときは(2)の「有」の□にレ印を入れ、記録が無いときは(2)の「無」の□にレ印を入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には(3)の「実施済」の□にレ印を入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」の□にレ印を入れ、第四面の「改善(予定)年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」の□にレ印を入れてください。

(11) 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5 第四面関係

(1) 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。

(2) 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。

(3) 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。

(4) 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。

(5) 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「—」印を記入してください。

(6) 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

第8号様式の2(第10条)

(平19規則12・追加、平20規則44・一部改正)

		建築物	除却 使用休止	届	
次の建築物を		除却 使用休止	したので、府中市建築基準法施行細則第10条第4項の規定		
により届け出ます。					
府中市長				年 月 日	
				届出者 住所	
				氏名 印	
				電話 ()	
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)					
	1 所有者の住所及び氏名				
	2 管理者の住所及び氏名				
	3 建築物の概要	(1) 所在地			
		(2) 名称			
		(3) 用途			
		(4) 構造			
		(5) 規模		階数(地上 階・地下階)、延べ面積 (m2)	
	4	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号		年 月 日 号	
	5	検査済証交付者検査済証交付年月日及び番号		年 月 日 号	
	6	前回報告年月日及び番号		建築物： 年 月 日 番号	
建築設備： 年 月 日 番号					
昇降機等： 年 月					

		日 番号	
7	除却及び使用休止の理由		
8	除却年月日・使用休止期間		除却年月日： 年 月 日 使用休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで
※ 受付欄			

注意

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 3 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築物使用休止届を提出してください。
- 4 6の欄は、建築物を除却する場合、該当するものをすべて記入してください。

第8号様式の3(第10条)

(平19規則12・追加、平20規則44・一部改正)

建築物再使用届			
次の建築物を再使用したいので、府中市建築基準法施行細則第10条第6項の規定により届け出ます。			
			年 月 日
府中市長			
			届出者 住所 氏名 印 電話 ()
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
	1 所有者の住所及び氏名		
	2 管理者の住所及び氏名		
	3 建築物の概要	(1) 所在地	
		(2) 名称	
		(3) 用途	
		(4) 構造	
(5) 規模		階数(地上 階・地下 階)、 延べ面積 (

			m2)	
4	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号	年 月 日	号	
5	使用休止届届出日 (使用休止期間)	年 月 日 (使用休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで)		
6	前回報告年月日及び番号	年 月 日	番号	
7	再使用報告年月日	年 月 日		
※受付欄				
<p>注意</p> <p>1 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>2 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。</p> <p>3 建築基準法施行規則第5条第3項及び第4項に規定する書類を添付してください。</p>				

第9号様式及び第10号様式 削除
(平20規則44)

第11号様式 (第12条)
(平19規則12・全改、平20規則44・一部改正)

	建築設備等	廃止 使用休止	届
次の建築設備等を	廃止 使用休止	したので、府中市建築基準法施行細則第12条第7項の規定により届	
<p>け出ます。</p> <p>府中市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>			

電話 ()

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

1	所有者の住所及び氏名	
2	管理者の住所及び氏名	
3	建築物の概要	
	(1) 所在地	
	(2) 名称	
	(3) 用途	
	(4) 規模	階数(地上 階・地下 階)、延べ面積 (m2)
4	建築設備等の種類、用途及び構造	
5	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 号
6	検査済証交付者検査済証交付年月日及び番号	年 月 日 号
7	前報告年月日及び番号	建築設備： 年 月 日 番号 昇降機等： 年 月 日 番号
8	廃止及び使用休止の理由	
8	廃止年月日使用休止期間	廃止年月日： 年 月 日 使用休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで
	※受付欄	

注意

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 3 使用休止期間が変更になる場合は、改めて建築設備等使用休止届を提出してください。

第11号様式の2(第12条)

(平19規則12・全改、平20規則44・一部改正)

<p>建築設備等再使用届</p> <p>次の建築設備等を再使用したいので、府中市建築基準法施行細則第12条第9項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>府中市長</p>
--

届出者 住所 氏名 電話 ()
印 (法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

1	所有者の住所及び氏名		
2	管理者の住所及び氏名		
3	建築物の概要	(1) 所在地	
		(2) 名称	
		(3) 用途	
		(4) 規模	階数(地上階・地下階)、 延べ面積 (m2)
4	建築設備等の種類、用途及び構造		
5	確認済証交付者確認済証交付年月日及び番号	年 月 日 号	
6	使用休止届届出日 (使用休止期間)	年 月 日 (使用休止期間： 年 月 日から 年 月 日まで)	
7	前回報告年月日及び番号	建築設備： 年 月 日 番号	
		昇降機等： 年 月 日 番号	
8	再使用報告年月日	年 月 日	
	※受付欄		

注意

- 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 2 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。
- 3 建築基準法施行規則第6条第3項及び第4項に規定する書類のうちそれぞれ該当するものを添付してください。

第11号様式の3(第12条の2)

(平19規則12・追加)

建築物等の所有者等変更届						
<p>定期報告対象建築物等の所有者等を次のとおり変更したので、府中市建築基準法施行細則第12条の2の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>府中市長</p> <p style="text-align: right;">届出者 住所 氏名 印 電話 ()</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p>						
	1 定期報告対象建築物等	(1)	建築物の所在地			
		(2)	建築物の名称			
		(3)	建築物の用途			
		(4)	検査対象建築設備			
		(5)	検査対象昇降機等			
		(6)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 20%;"> 前回報告年月日 及び番号 </td> <td style="width: 40%;"> 特殊建築物等 年 月 日 番号 建築設備 年 月 日 番号 昇降機等 年 月 日 番号 </td> </tr> </table>			前回報告年月日 及び番号
		前回報告年月日 及び番号	特殊建築物等 年 月 日 番号 建築設備 年 月 日 番号 昇降機等 年 月 日 番号			
	2 変更事項	(1)	所有者の住所及び氏名	新	旧	
				旧		
		(2)	管理者の住所及び氏名	新	旧	
				旧		
		(3)	建築物の名称	新	旧	
				旧		
	3 変更した日			年 月 日		
	4 変更の理由					

	※受付欄	
<p>注意</p> <p>1 ※印のある欄は、記入しないでください。</p> <p>2 届出者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できます。</p> <p>3 変更事項のうち該当する項目について記入してください。</p>		

第12号様式（第13条）

（平14規則12・全改、平19規則12・平20規則44・一部改正）

建築工事施工計画報告書

<p>建築基準法第12条第5項の規定に基づき、次のとおり建築工事施工計画を報告します。</p> <p>この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>						
					年 月 日	
様						
代表となる工事監理者 住所			電話() ー			
会社名		()級建築士事務所()登録第()号				
氏名		印 ()級建築士()登録第()号				
工事施工者 住所			電話() ー			
会社名		建設業の許可 大臣・知事 第()号				
		氏名 印				
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)						
品質窓口責任者氏名			印 電話() ー			
(1) 工事現場	①名称				③ 工事の種類	新築・増 築・改築
	②所在地					
(2) 建築主		氏名	住所	電話() ー		
(3) 代表となる設計者		氏名	所属会社	電話() ー		
(4) 構造設計者		氏名	所属会社	電話() ー		
(5) 現場代理人(所長)		氏名	現場事務所	電話() ー		
(6) 品質管理責任者		氏名	所属会社	電話() ー		
(7) 階数	地上 階・地下 階 塔屋 階	(8) 建築面積		m2	(9) 延べ面積	m2
(10) 高さ	軒高 m 最高 m	(11) 確認済証交付機関				

(12) 確認・計画通知年月日及び番号		年 月 日		第 号		
(13) 計画変更年月日及び番号		年 月 日		第 号(変更内容は別紙)		
(14) 構造計算の方法						
◆ 構造	RC造・WRC造	階から	階まで	◆ 使用 部位	PCa・HPCa	
	SRC造	階から	階まで		PC	
	S造	階から	階まで		CFT	
		階から	階まで			
◆ 認定 材料	コンクリート				※受付欄	
	鋼材等					
	免震・制振部材					
	その他					

注意 1 ※印のある欄は記入しないでください。

2 代表となる工事監理者又は工事施工者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

3 代表となる工事監理者及び工事施工者は、本報告書の記載内容と確認済証及び設計図書等が整合しているか十分確認して記入してください。

第12号様式の2(第13条の2)

(平20規則44・全改)

事故報告書(速報)	
<p>建築基準法第12条第5項の規定に基づき、次のとおり事故が発生しましたので報告します。</p> <p>なお、本情報は速報であり、調査等の状況によつては内容が変わりうることをあらかじめ申し添えます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日(第 報)</p> <p>府中市長</p> <p style="text-align: right;">報告者 会社名 氏名 電話 ()</p>	
1 建築物等の概要	
(1) 所在地()	
(2) 住居表示()	
(3) 建築物等の名称()	
(4) 事故が発生した場所の主な用途	
<p>映画館・劇場等 病院・診療所等 ホテル・旅館 下宿・共同住宅</p> <p>学校・体育館等 百貨店・店舗等 キャバレー・ナイトクラブ等</p>	

駐車場等 事務所 外壁・塀等 遊戯施設 その他()

2 事故の概要

(1) 発生年月日 年 月 日

(2) 発生場所

エレベーター エスカレーター 自動扉 防火シャッター 窓 手すり

その他建築物の内部 外壁 看板・屋外設備 その他建築物の外部

ジェットコースター ウォータースライダー

その他の遊戯施設() その他()

(3) 事故の状況

被害者が落下した 落下物にあたった 建築物等に挟まれた

建築物等に衝突した その他()

3 被害者の概要

(1) 被害者の数()名

(2) 被害程度(初診時)

軽症()名、中等症()名、重症()名、死亡()名

(3) 性別 男()名 女()名

(4) 年齢層 就学前()名 児童・生徒()名

高齢者(おおむね65歳以上)()名 その他()名

4 事故の応急措置及び防止策

5 特記事項

(注意)必要な事項を記入してください。

第12号様式の3(第13条の2)

(平20規則44・全改)

事故報告書(詳細)

建築基準法第12条第5項の規定に基づき、次の事故についての詳細を報告します。

年 月 日

府中市長

所有者・管理者

占有者・建築主

住所

電話 ()

会社名

	氏名 印
代表となる設計者 住所	電話 ()
会社名 ()級建築士事務所()登録第()号	
氏名 印 ()級建築士()登録第()号	
代表となる工事監理者 住所	電話 ()
会社名 ()級建築士事務所()登録第()号	
氏名 印 ()級建築士()登録第()号	
工事施工者 住所	電話 ()
会社名 建設業の許可 大臣・知事第()号	
	氏名 印
	(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
<p>1 建築物等の概要</p> <p>(1) 所在地()</p> <p>(2) 住居表示()</p> <p>(3) 建築物等の名称()</p> <p>(4) 事故が発生した場所の主な用途()</p> <p>(5) 確認済証 交付番号 年 月 日 第 号 交付者 ()</p> <p>(6) 検査済証 交付番号 年 月 日 第 号 交付者 ()</p> <p>(7) 定期報告(建築物) 年 月 日報告 (建築設備) 年 月 日報告 (昇降機等) 年 月 日報告</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 発生年月日 年 月 日</p> <p>(2) 発生場所()</p> <p>(3) 事故の状況()</p> <p>3 被害者の概要</p> <p>(1) 被害者の数()名</p> <p>(2) 被害程度 軽症()名、中等症()名、重症()名、死亡()名</p> <p>(3) 性別 男()名 女()名</p> <p>(4) 年齢層 就学前()名 児童・生徒()名 高齢者(65歳以上)()名 その他()名</p> <p>4 事故の原因</p>	

5 事故の応急措置及び防止策

(注意)必要な事項を記入してください。

第13号様式 (第14条)

(平20規則44・全改)

許可申請書

建築基準法 東京都建築安全条例	第 条第 項第 号の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。この申請者及び添付図書				
に記載の事項は、事実と相違ありません。					
年 月 日					
府中市長					
申請者 住所 氏名 印 電話() —					
法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名					
(1) 建築主の住所及び氏名	電話() —				
(2) 代理者の住所及び氏名	電話() —				
(3) 敷地の地名・地番					
(4) 地域・地区					
(5) 建築物の主要用途	(6) 工事種別				
(7) 構造	(8) 最高の高さ及び階数		m 地上 階・ 地下 階		
	申請部 分	申請以外の部分	合計	※(12) 敷地面積に対する 割合	※(13) 敷地面 積に対 する割 合の限 度
(9) 敷地面積	m2	m2	m2		
(10) 建築面積	m2	m2	m2	%	%
(11) 延べ面積	m2	m2	m2	%	%
	①	(m2)	(m2)		

	②	(m2)	(m2)	(m2)		
	③	(m2)	(m2)	(m2)		
	④	(m2)	(m2)	(m2)		
※(14) 備考						
※受付 欄						※手数料欄
						※許可番号欄
						年 月 日
					第 号	

注意

1 (4)欄は、当該地域又は地区における建ぺい率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建ぺい率及び容積率を記入してください。

2 (11)欄の()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分

② 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分

③ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分

④ 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

4 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第14号様式 (第14条)

(平12規則43・全改、平17規則19・一部改正)

許可通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

府中市長 印

1 申請年月日 年 月 日

2 敷地の地名地番

3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図 建築基準法 第 条
書に記載の計画については、 条例

第 項第 号の規定に基づき、次の条件を付して許可しましたので通知します。

1

2

(この決定に対する不服申立て等)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

第15号様式（第15条）

（平11規則23・平12規則43・平13規則33・一部改正）

認定申請書

建築基準法 東京都建築安全条例		第 条 第 項第 号の規定により許可を受けたい				
<p>ので、次のとおり申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>府中市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印 電話() ー</p>						
					法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
(1)	建築主の住所及び氏名	電話() ー				
(2)	代理者の住所及び氏名	電話() ー				
(3)	敷地の地名・地番					
(4)	地域・地区					
(5)	建築物の主要用途		(6)建築物の数	棟	(7)最高の高さ	m
		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計	※ (11)敷地面積に対する 割合	※ (12) 敷 地 面 積 に 対 す る 割 合 の 限 度
(8)	敷地面積	m ²	m ²	m ²		
(9)	建築面積	m ²	m ²	m ²	%	%
(10)	延べ面積	m ²	m ²	m ²	%	%
	①	((m ²)	(m ²)		
	②	m ²)	(m ²)	(m ²)		
	③	((m ²)	(m ²)		
	④	m ²)	(m ²)	(m ²)		
		(
		m ²)				
		(

		m ²)				
※ (13)	備考					
※ 受付欄					※認定番号欄	
					年	月
						日
						第
						号

注意 1 (4)欄は、当該地域又は地区における建ぺい率及び容積率も記入してください。また、建築物の敷地が二以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、それぞれの区域、地域又は地区ごとに建ぺい率及び容積率を記入してください。

2 (10)欄の()内には、次の用途に供する部分の床面積を記入してください。

① 地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分

② 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分

③ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。)の用途に供する部分

④ 地区計画等の区域内において、条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、住宅の用途に供する部分

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

4 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第16号様式(第15条)

(平12規則43・全改、平17規則19・一部改正)

認定通知書

第 号
年 月 日

申請者 様

府中市長 印

認定申請書及び添付図書に記載の計画については、次 建築基準法
のとおり 東京都建築安全条例

第 条第 項第 号の規定に基づき、認定しましたので通知します。

1 申請年月日 年 月 日

2 敷地の地名・地番

3 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

(この決定に対する不服申立て等)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

第16号様式の2(第15条の3)

(平20規則44・追加)

建築工事施工結果報告書(中間・完了)

次のとおり建築工事施工結果を報告します。

この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

様

代表となる工事監理者 住所 電話 () ー

会社名 ()級建築士事務所()登録第()号

氏名 印 ()級建築士()登録第()号

工事施工者 住所 電話 () ー

会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号

氏名 印

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

品質窓口責任者 氏名 印 電話 () ー

次の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。

建築主 住所 電話 () ー

会社名

氏名 印

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(1) 工事現場	名称		工区棟	工事の種類	新築・増築・改築	
	所在地					
(2) 代表となる設計者	氏名		所属会社	電話() ー		
(3) 構造設計者	氏名		所属会社	電話() ー		
(4) 現場代理人(所長)	氏名		現場事務所	電話() ー		
(5) 品質管理責任者	氏名		所属会社	電話() ー		
(6) 階数	地上 階・地下 階 塔屋 階		(7) 建築面積	m ²	(8) 延べ面積	m ²
(9) 構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造(造+ 造)・その他()					
(10) 高さ	軒高 m 最高 m		(11) 確認済証交付機関			
(12) 確認・計画通知年月日及び番号			年 月 日 第 号			
(13) 計画変更年月日及び番号			年 月 日 第 号(変更内容は別紙) 年 月 日 第 号(変更内容は別紙)			
(14) 構造計算の方法						

(15) 工事監理者検査事項		
(16) 工事監理者総合所見	(17) 工事監理組織(各担当分野及び担当者名)	※ 受付欄

注意

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 代表となる工事監理者又は工事施工者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第16号様式の3(第15条の3)

(平20規則44・追加)

建築工事施工結果報告書(中間・完了)

(3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるもの)

<p>次のとおり建築工事施工結果を報告します。</p> <p>この報告書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>			
			年 月 日
様			
代表となる工事監理者		住所	電話 () ー
会社名		()級建築士事務所()登録第()号	
氏名		印 ()級建築士()登録第()号	
工事施工者		住所	電話 () ー
会社名		建設業の許可 大臣・知事 第()号	
		氏名	印
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
品質窓口責任者		氏名	印 電話 () ー
次の建築工事施工結果については、工事監理者より報告を受けました。			
建築主		住所	電話 () ー
		会社名	
		氏名	印
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
(1) 建築工事施工計画報告書受付年月日及び番号		年 月 日	第 号
(2) 工事現場	名称		工事の種類 新築・増築・改築
	所在地		
(3) 代表となる設計者	氏名	所属会社	電話() ー
(4) 構造設計者	氏名	所属会社	電話() ー

(5) 現場代理人 (所長)	氏名		現場事務所	電話()	—
(6) 品質管理責任者	氏名		所属会社	電話()	—
(7) 階数	地上 階・地下 階 塔屋 階		(8) 建築面積	m2	(9) 延べ面積 m2
(10) 高さ	軒高 m 最高 m		(11) 確認済証交付機関		
(12) 確認・計画通知年月日及び番号		年 月 日	第 号		
(13) 計画変更年月日及び番号		年 月 日	第 号(変更内容は別紙)		
		年 月 日	第 号(変更内容は別紙)		
(14) 構造計算の方法					
(15) 監理者総合 所見				※ 受付欄	

注意

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 代表となる工事監理者又は工事施工者の氏名(法人の場合にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第16号様式の4(第15条の3)

(平20規則44・追加)

建築設備工事監理状況報告書

次のとおり建築設備工事監理状況を報告します。	
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。	
	年 月 日
建築主事	
代表となる工事監理者 住所	電話() —
会社名	()級建築士事務所()登録第()号
氏名	印 ()級建築士()登録第()号
工事施工者 住所	電話() —
会社名	建設業の許可 大臣・知事 第()号
氏名	印 ()級建築士()登録第()号
建築主 住所	電話() —
	氏名 印

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)				
工事現場	名称			
	建築場所			
確認・計画通知年月日及び番号 等	年 月 日 第 号			
	構造	木造・S造・ RC造・WRC 造・SRC造・ 混構造 (造 + 造)・その他 ()	工事種別	新築・増築・改築
	規模	地上 階・地下 階・PH 階	用途	
		建築面積	m ² ・延面積	m ² ・最高の高さ
確認済証交付後の設計変更 (有・無)	建築基準法第6条第1項若しくは第18条第3項の計画変更又は建築基準法第12条第5項の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)			
総合所見				

注意

1 報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者が作成し、完了検査までに2部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、建築主の方が保管してください。

2 総合所見欄は、工事監理者等の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第16号様式の5(第15条の3)

(平20規則44・追加)

建築設備工事監理状況報告書

(地階を除く3以上の階数を有する建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるもの)

次のとおり建築設備工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。
年 月 日
建築主事
代表となる工事監理者 住所 電話() —

		会社名	()級建築士事務所()登録第()号		
		氏名	印 ()級建築士()登録第()号		
建築設備士		氏名	印	登録第()号	
				電話()	—
工事施工者		住所		電話()	—
		会社名	建設業の許可 大臣・知事 第()号		
		氏名	印 ()級建築士()登録第()号		
建築主		住所		電話()	—
				氏名	印
(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)					
工事現場	名称				
	建築場所				
確認・計画通知年月日及び番号等		年 月 日 第 号			
		構造	木造・S造・RC造・WRC造・SRC造・混構造 (造 + 造)・その他 ()	工事種別	新築・増築・改築
		規模	地上 階・地下 階・PH 階	用途	
		建築面積 m ² ・延面積 m ² ・最高の高さ m			
確認済証交付後の設計変更 (有・無)		建築基準法第6条第1項若しくは第18条第3項の計画変更又は建築基準法第12条第5項の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)			
総合所見					

注意

- 1 報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者が作成し、完了検査までに2部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、建築主の方が保管してください。
- 2 工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。
- 3 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第16号様式の6(第15条の3)

(平20規則44・追加)

昇降機工事監理状況報告書

次のとおり昇降機工事監理状況を報告します。

この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事

昇降機工事監理者 住所 電話() ー 会社名 氏名 印

昇降機施工業者 住所 電話() ー 会社名 氏名 印

昇降機を検査した場合の昇降機検査資格者 氏名 印 登録番号 第()号

建築主 住所 電話() ー 氏名 印

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

工事現場	名称			
	建築場所			
昇降機の確認・計画通知年月日及び番号	年 月 日 第 号 EV 台・ES 台 小専昇 台	建築物の確認・計画 通知年月日及び番号	年 月 日 第 号	
用途		規模	地上 階・地下 階	
総合所見				

注意

- 1 総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機検査資格者等の所見を記述してください。
- 2 建築設備士の意見を聴いたときはその旨を記載してください。
- 3 社団法人日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表を添付してください。

第16号様式の7(第15条の3)

(平20規則44・追加)

遊戯施設工事監理状況報告書

次のとおり遊戯施設工事監理状況を報告します。

この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

建築主事

代表となる工事監理者 住所 電話 () —

会社名 ()級建築士事務所()登録第()号

氏名 印 ()級建築士()登録第()号

工事施工者 住所 電話 () —

会社名 建設業の許可 大臣・知事 第()号

氏名 印 ()級建築士()登録第()号

建築主 住所 電話 () —

氏名 印

(法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

工事現場	施設名称		
	築造場所		
確認・計画通知年月日及び番号		年 月 日 第	号
遊戯施設概要	ウォータースライド以外の遊戯施設	固有名称	
		一般名称	平成12年建設省 告示1419号別表 第 ()
		大臣認定等	有 (認 定 番 号) ・ そ の 他 ()・無
		構造	鉄骨 鉄筋 鉄骨鉄筋 木 造 その他
		定員	名 × 台 編 成 計 名
		最高高さ	m 回転半径

		長	m
		上昇・走行・回転・円周速度	下降速度
		こう配・傾斜角度	度
		電動機容量	V× kw× 台
	ウォータースライド	滑走路数	本
		滑走路1	滑走路高低差 m 滑走路全長 m 平均勾配 度
		滑走路2	滑走路高低差 m 滑走路全長 m 平均勾配 度
滑走路3		滑走路高低差 m 滑走路全長 m 平均勾配 度	
電動機容量		V× kw× 台	
当初確認済証交付後の計画変更 (有・無)	法第6条第1項若しくは第18条第3項の計画変更又は法第12条第5項の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)		
総合所見			

注意

- 1 報告書は、工事完了後、代表となる工事監理者が作成し、完了検査までに2部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、築造主の方が保管してください。
- 2 工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。
- 3 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

第17号様式（第16条）

（平12規則43・全改、平22規則42・一部改正）

道路(位置) 指定 申請書
指定変更
指定取消

建築基準法第42条第 項の規定による道路(位置)の	指定 指定の変更 指定の取消し	を次のとおり
申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。		

府中市長		年 月 日	
		申請書 氏名 印	
		法人にあつては、その名称及び代表者の氏名	
(1) 申請者住所		電話() ー	
(2)	住所	電話() ー	
代理人	氏名		
(3) 道路に係る土地の地名及び地番			
(4)	申請道路	幅員	m
		延長	m
(5) 備考			
※ 交付欄			

- 注意 1 (1)欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入してください。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第18号様式 (第16条)

(平22規則42・一部改正)

道路(位置)	指定	申請図	縮尺	地籍図	
	指定変更			付近見取図	
	指定取消			構造図	

道路に係る土地の地名・地番

幅員 メートル・延長 メートル・自動車回転広場 平方メートル

※ 道路(位置)の指定台帳			
告示年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日
告示番号	第 号	番号	第 号

承諾書	この図面のとおり道路(位置)の指定を承諾いたします。			申請者住所・氏名・印
	年 月 日			
	申請者 殿			
	権利別	住所	氏名	印
備考				
図面作成者住所・氏名			印	
測量者住所・氏名			印	

凡例

方位

へい

(構造を記入のこと。)

生垣

予定建築物

(用途を記入のこと。)

既存建築物

(用途を記入のこと。)

敷地界

地番界

町界

区郡界

◆ 都市計画路線 ◆

予定する道路の位置

既存道路(公道私道を区別し記入のこと。)

指定された道路の位置及び建築線(指定年月日及び

番号を記入のこと。)

法第42条第2項に該当する道路

廃止される道路の位置

申請する道路の位置

擁壁

高圧線

がけ

水路及び土揚敷

注意 1 承諾書の「権利別」欄は、土地の所有者及びその土地又はその土地の建築物若しくは工作物について該当する権利をそれぞれ記入すること。

2 図面中に、地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入すること。

3 備考欄には、権利者の承諾に関連し特記すべき事項を記入すること。

4 申請の道路の幅員及び長さの単位は「メートル」(小数点以下2位)までとすること。

5 付近見取図、道路構造図及び土地に高低差がある場合は、その断面図を記入すること。

6 付近見取図と地籍図の方位は、一致させること。

7 隣地境界又は測量の基点から申請道路までの距離を記入すること。

8 ※印のある欄は、記入しないこと。

第19号様式（第16条）

（平11規則23・平12規則43・平22規則42・一部改正）

水平距離の	指定 指定変更 指定取消	申請書
建築基準法第42条第3項の規定による水平距離の		指定 指定の変更 指定の取消し
		を次のとおり申請
<p>します。この申請書及び添付図書に記載の事項は事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>府中市長</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 印</p>		
		法人にあつては、その名称及び代表者の氏名
(1) 申請者住所		電話() ー
(2)	住所	電話() ー
代理人	氏名	
(3)	指定等	から
	申請地	まで

(4)	指定等 を受け る水平 距離	m	(6)	現在の道路幅員	m
(5)	道路の 種別		(7)	道路の延長	m
※受付 欄					

- 注意 1 (1)欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入してください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第20号様式 (第16条)

(平22規則42・一部改正)

水平距離の	指定 指定変更 指定取消	申請図	縮尺	地籍図	
				付近見取図	
指定等申請地 番地より 番地まで			町 丁目	構造図	

指定等を受ける水平距離 メートル 道路の延長 メートル

※ 水平距離の指定台帳			
告示年月日	年 月 日	指定年月日	年 月 日
告示番号	第 号	番号	第 号

関係者承諾欄	この図面のとおり道路境界線とみなす位置の指定を承諾いたします。			申請者住所・氏名・印
	年 月 日 申請者 殿			
	権利別	住所	氏名	印

備考				
図面作成者住所・氏名				印
測量者住所・氏名				印

凡例

方位	◆	予定する道路の位置	◆
石くい		既存道路(公道私道を区別	
へい(構造を記入のこと)		し記入のこと)	
井戸		指定された道路の位置及	
生垣		び建築線(指定年月日及び	
予定建築物		番号を記入のこと)	
(用途を記入のこと)		法第42条第2項に該当する	
既存建築物		道路	
(用途を記入のこと)		廃止される道路の位置	
敷地界		申請する道路の位置	
地番界		擁壁	
区郡界		高圧線	
町界		がけ	
都市計画路線		水路及び土揚敷	

- 注意
- 1 関係者とは、道路敷地及びこれに沿接する土地の所有者、使用権者です。
 - 2 図面中に地番、権利別及び氏名をそれぞれ記入してください。
 - 3 備考欄には申請の理由その他特記すべき事項を記入してください。
 - 4 ※印のある欄は、記入しないでください。

第21号様式（第17条の2）

（平12規則43・全改、平17規則19・平22規則42・一部改正）

道路(位置) 指定 通知書
指定変更
指定取消

第 号
年 月 日

申請者 様

府中市長 印

道路(位置)の 指定 の申請については、次のとおり建築
指定の変更 基準法第42条第
指定の取消し
項の規定により 指定 をしたので通知します。
指定の変更
指定の取消し

1 申請年月日 年 月 日

2 道路に係る土地の地名及び地番

3 申請道路

(1) 幅員

(2) 延長

（この決定に対する不服申立て等）

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を

代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

第22号様式 (第17条の2)

(平12規則43・全改、平17規則19・平22規則42・一部改正)

水平距離の

指定

通知書

指定変更

指定取消

第 号
年 月 日

申請者 様

府中市長 印

水平距離の

指定

指定の変更

指定の取消し

の申請については、次のとおり建築基準法第42条第3

項の規定により

指定

指定の変更

指定の取消し

をしたので通知します。

1 申請年月日 年 月 日

2 指定等申請地

3 指定等の概要

- (1) 指定等を受ける水平距離
- (2) 道路の種別
- (3) 現在の道路の種別
- (4) 現在の道路幅員
- (5) 道路の延長

(この決定に対する不服申立て等)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

第22号様式の2(第17条の3)

(平22規則42・追加)

私道	変更 廃止	届出書
建築基準法第42条第1項第3号の 規定による道路の	変更 廃止	を次のとおり届け出ます。

この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

府中市長

届出者 氏名 印

法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

(1)	届出者住所	電話 ()
(2)	住所	電話 ()
代理人	氏名	
(3)	道路の地名及び地番	
(4)	幅員	m
届出道路	延長	m
(5)	備考	

- 注意 1 (1)欄は、法人にあつては、その事務所の所在地を記入してください。
- 2 届出者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第23号様式 (第25条、第27条)

(平11規則23・全改、平12規則43・一部改正)

建築協定認可申請書

次のとおり建築協定を締結したいので、建築基準法第 条第 項の規定により、関係図書を添えて、申請します。	
府中市長	年 月 日 申請者 住所 氏名 印 電話()
	法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
建築	(1) 建築協定

協定の概要	の名称				
	(2) 区域の地名・地番				
	(3) 建築物に関する協定事項	建物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準			
	(4) 有効期間				
	(5) 違反があった場合の措置				
(6) 協定区域の面積	m ²	(7) 協定区域隣接地の面積	m ²		
(8) 協定区域隣接地の地名・地番					
(9) 用途地域			(11) 用途・防火以外の地域・地区・区域		
(10) 防火地域	防火・準防火・指定なし		(12) 敷地面積との比	% / %	
(13) 土地所有者等の人数	土地所有者のうち共有者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定による建築物の借主	合計
		地上権者 うち共同地上権者	賃貸権者 うち共同貸借権者		
	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()	人 ()
(14)※備考					
※受付欄					

注意 1 記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。

2 (2)及び(8)欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名・地番を記入してください。

3 (3)及び(10)欄は、該当するものを○で囲んでください。

4 (7)及び(8)欄は、協定区域隣接地を定める場合のみ記入してください。

5 ※印のある欄は、記入しないでください。

6 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合におい

ては、押印を省略することができます。

第24号様式（第26条、第27条）

（平11規則23・全改、平12規則43・一部改正）

建築協定 変更
廃止

認可申請書

年 月 日第 号認可の建築協定を		次のとおり変更 廃止	したいので、建築		
基準法第	74 76	条第1項の規定により、関係図書を添えて、申請します。			
府中市長		年 月 日 申請者 住所 氏名 印 電話() —			
		法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の 氏名			
建 築 協 定 の 概 要	(1) 建築協定の名称				
	(2) 区域の地名・地番				
	(3) 建築物に関する協 定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準			
	(4) 有効期間				
	(5) 違反があつた場合 の措置				
(6) 協定区域の面積	m ²	(7) 協定区域隣接地の面積	m ²		
(8) 協定区域隣接地の地名・地 番					
(9) 用途地域			(11) 用途・防火以外の地域・地 区・区域		
(10) 防火地域	防火・準防火・指定なし		(12) 敷地面積との比	% / %	
(13) 土地所有者等の人数	土 地 の 所	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定 による建築物の借 主	合 計
		地上権者 うち共同地上権者	賃貸権者 うち共同 貸借権者		

	有 者 う ち 共 有 者				
	人 ()	人 ()	人 ()	人	人 ()
(14) 協定の廃止に合意する土地の所有者等の人数	土 地 の 所 有 者 う ち 共 有 者	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定 による建築物の借 主	合 計
		地上権者 うち共同地上権者	賃貸権者 うち共同 貸借権者		
	人 ()	人 ()	人 ()	人	人 ()
(15) 協定の廃止に合意する土地の所有者等の割合					%
(16)※備考					
※受付欄					

注意 1 記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。

2 (2)及び(8)欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名・地番を記入してください。

3 (3)及び(10)欄は、該当するものを○で囲んでください。

4 (7)及び(8)欄は、協定区域隣接地を定める場合のみ記入してください。

5 (14)及び(15)欄は、協定を廃止する場合のみ記入してください。

6 ※印のある欄は、記入しないでください。

7 申請者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第25号様式(第28条)

(平12規則43・全改、平17規則19・一部改正)

建築協定認可通知書

建築協定認可第 号
年 月 日

申請者 様

府中市長 印

建築協定の許可の申請については、次のとおり建築基準法第 条第 項の規定により認可したので通知します。

1 申請年月日 年 月 日

2 建築協定の名称

3 区域の地名・地番

4 建築物に関する協定事項

5 有効期間

6 違反があつた場合の措置

(この決定に対する不服申立て等)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。た

だし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

第26号様式 (第28条)

(平12規則43・全改、平17規則19・一部改正)

建築協定 変更
廃止

認可通知書

建築協定 変更
廃止

認可第 号

年 月 日

申請者 様

府中市長 印

建築協定の 変更
廃止

の認可申請については、次のとおり
建築基準法第 条第 項

の規定により認可したので通知します。

1 申請年月日 年 月 日

2 建築協定の名称

3 区域の地名・地番

4 建築物に関する協定事項

5 有効期間

6 違反があつた場合の措置

(この決定に対する不服申立て等)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、府中市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、府中市を被告として(訴訟において府中市を代表する者は府中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(注意) この通知書は、大切に保存してください。

第27号様式 (第29条)

(平11規則23・全改、平12規則43・一部改正)

一人建築協定が効力を有することとなつた旨の届

次のとおり建築基準法第76条の3項5項の規定により効力を有することとなつたので、府中市建築基準法施行細則第29条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。	
府中市長	年 月 日 届出者 氏名 印 住所 電話() —
	法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
(1)	建築協定の名称
(2)	認可年月日・番号 年 月 日 第 号
(3)	効力を有することとなつた年月日 年 月 日
地名・地番	所有者等の住所・氏名

※受付欄	

- 注意 1 記載欄に記入できないときは、別紙に記入してください。
- 2 地名地番の欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地のものを記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 4 届出者の指名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第28号様式（第30条）

（平11規則23・全改、平12規則43・一部改正）

借地権消滅等届

次のとおり	借地権が消滅しました 換地計画で換地及び土地の共有持分が定められませんでした	ので、
建築基準法第74条の2第3項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 府中市長 <div style="text-align: right;">届出者 氏名 印 住所 電話() ー</div>		
		法人にあつては、その事務所 の所在地、名称及び代表 者の氏名
(1) 建築協定の名称		
(2) 認可年月日・番号	年 月 日 第 号	
(3)	借地権消滅 換地処分	年月日 年 月 日
(4) 土地の地名・地番		

(5) 所有者の住所及び氏名	電話() —
※受付欄	

注意 1 (4)欄は、仮換地として指定された土地の場合、仮換地の地名地番を記入してください。

2 (5)欄は、借地権が消滅したときに届け出る場合のみ記入してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

4 届出者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第29号様式 (第31条)

(平11規則23・全改、平12規則43・一部改正)

建築協定加入届

年 月 日第 号認可の次の建築指定に加わりたいので、建築基準法			
第75条の2 第	1 2	項の規定により、関係図書を添えて届け出ます。	
府中市長		年 月 日 届出者(土地が共有のときは代表者) 住所 氏名 印 電話() —	
		法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名	
(1) 建築協定の名称			
(2) 土地の地名・地番			
(3) 協定区域隣接地の面積	m ²		
(4) 用途地域	(6) 用途・防火以外の地域・地区・区域		
(5) 防火地域	防火・準防火・指定なし	(7) 敷地面積との比	% / %
(8) 土地所有者等の人数	土地の所有者	建築物の所有を目的とする	法第77条の規定に
		地上権者	賃貸による建築物の借主
			合計

	うち共有者		うち共同地上権者		権者 うち 共同 貸借 権者		
	人 ()		人 ()		人 ()		人 ()
※受 付欄							

- 注意 1 (2)欄は、仮換地として指定された場合、仮換地の地名地番を記入してください。
- 2 (3)から(8)欄は、建築基準法第75条の2第2項に基づき届け出る場合のみ記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 4 届出者の氏名(法人にあつては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

第30号様式 (第34条)

(平11規則23・平19規則12・一部改正)

建築(築造)計画概要書等閲覧申込票				
閲覧年月日		年 月 日		
閲覧者	住所			
	氏名			
閲覧目的				
建築物	所在地			
	建築主等の住所及び氏名			
	規模	地 上 階 地 下 階 述 べ 面 積 m ²	構造	木造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他

	主要用途		工事の種別	新築・増築・改築
	確認済証交付者又は 認定通知者			
	確認又は認定	年	月	日 第 号
備考				

第31号様式（第34条）

（平19規則12・追加）

定期報告概要書閲覧申込票					
	閲覧年月日		年 月 日		
	閲覧者	住所			
		氏名			
	閲覧目的				
	報告対象建築物	所在地			
		名称			
		用途			
		規模	階数	地上 階	地下 階
		延べ面積		m2	
	閲覧申込部分	報告種別		特殊建築物等 建築設備 昇 降機等	
		報告年度			
		報告受付年月日		年 月 日	
	備考				